岩手県立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和2年10月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

## 岩手県条例第51号

岩手県立学校設置条例の一部を改正する条例

岩手県立学校設置条例(昭和32年岩手県条例第11号)の一部を次のように改正する。

改正前						改正後					
(高等学校)						(高等学校)					
第2条 県立の高等学校を次のとおり設置する。						第2条 県立の高等学校を次のとおり設置する。					
名 称	区 分	課程等	学 科	位置		名 称	区 分	課程等	学 科	位 置	
[略]						[略]					
岩手県立大船渡		全日制	農芸科学科	[略]		岩手県立大船渡		全日制	農芸科学科	[略]	
東高等学校		全日制	機械科			東高等学校					
		全日制	機械電気科					全日制	機械電気科		
		全日制	電気電子科								
		全日制	情報処理科					全日制	情報処理科		
		[略]	[略]					[略]	[略]		
[略]						[略]					
岩手県立宮古水		全日制	海洋技術科	[略]		岩手県立宮古水				[略]	
産高等学校		全日制	海洋生産科			産高等学校		全日制	海洋生産科		
		全日制	食品家政科								
		全日制	食物科					全日制	食物科		
		[略]	[略]					[略]	[略]		
[略]						[略]					
請考 改正部分は、	下線の部分	うである。			ı						

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。